

南山大学法学部創設二十周年記念号に寄せて

南山大学学長　ハンスユーゲン・マルクス

南山大学法学部は、本年三月をもって創設二十周年を迎えます。法学部の皆さんのみならず、南山大学の全ての教職員、学生、卒業生等とともに心からお祝いし、喜びを分かち合いたいと思います。

法学部は、さる一九七七年、「広い教養と関連諸科学の理解に基礎づけられた法的思考の育成を目標とし、キリスト教世界観にもとづく建学の精神に立脚して人間性の涵養につとめるとともに、法を中心とした社会的諸現象の体系的研究と実践的教育を実施して、法の基礎的理論と応用に通ずる人材を養成」することを目的として設置されました。当時のヒルシュマイヤー学長によりますと、文科系総合大学としての南山大学を考えると、社会の秩序と意味について根本的に探求する学部として、法学部の設立は長年の願望でありました。

以来二十年の間、法学部は、これら創始者の言葉を土台に、絶えず南山らしい法学部・法学教育とは何かを積極的に模索し続けてきました。そして、深い人間理解を基礎とし、国際的に広がる幅広い社会性を兼ね備え、実社会的な要請に対して法的観点から鋭く切り込み、これに応えることのできる人材を育成し、法曹人、公務員、企業人等として中部地方をはじめ全国各地に数多く輩出してきたことは自他ともに認めるところです。第一期の卒業生は、

すでに三十歳代の後半となって社会の中堅として活躍していますが、今後卒業生が四十代を超えるようになってくると、ますます重要な仕事に携わり、南山法学部の名をゆるぎないものとして確立して行くことでしょう。法学部の教員も二十年という歳月の経過によって、創成期の先生方はそのほとんどがすでに南山での教育の現場からは去られています。しかし、当時は若手であつた方やその後南山に加わつた次世代の方が、法学部の伝統を受け継ぎつつ、教育面での新たな改革や発展を目指し、また研究面でも全国レベルで活躍しておられます。

中部地方には、南山大学だけでなく多くの大学に法学部があります。その中であつて、南山大学法学部は、学生数こそ少人数ではありますが、人間性豊かでポテンシャルが高く、筋を通しつつ柔軟な思考ができるという、実社会で要請される幅広いリーガルマインドを備えた人材の養成という点において、確固たる独自性を確立するに至っているのではないかと思えます。教員と個々の学生とができるだけ直に接することができるように、一年生の基礎演習から四年生の演習に至るまで、多くとも一クラス二十名以内程度に限定して行われる少人数教育の工夫、幅広い感受性や国際性を養うための二年生の外書演習や各種の外国法の講義の開講、法の持つ普遍性と社会とともに変容する法のダイナミズムとを違和感なく融合的に理解できるようにするための一貫した体系的教育の模索、さらには司法試験等の各種試験を目指す学生へのケアとしての法職課外講座の実施など、国立大学のように教員数や施設等に余裕のある環境とは言い難い私学にあつて、南山ならではの工夫と努力がこれを支えています。

また、法学部は、学部としては現在の南山大学五学部の中でもっとも若い弟学部として、大学全体の中でも大いにその存在価値を發揮してきたと思えます。ときには、ともすれば「やんちゃ」にみえるその言動が、大学全体や他の学部との摩擦を生じることもありませんでした。しかし、長い目で見たとき、その多くは、新しいものと旧いもの、積極的なものと慎重なもの、理想と現実等々の対立する種々の問題に大学全体が直面したとき、右に傾こうとする意見に対しては左に、左に傾こうとする意見に対しては右にというように、法学的思考の特性をいか

もなく發揮して、大学の向かうべき方向について振り子のバランス取りとしての役割を果たしてきたのだと思いません。大学の日常的な様々の活動を規範的な視点から統一的に評価して行こうとするこのようなリーガルマインドは、大学の健全な発展のためにぜひとも必要なものです。こうして南山大学もまた、法学部が加わったことによつて全体としても大きな成長を遂げることができたと言いうるでしょう。

南山大学は今、新学部を設置と既存学部の改組という二十一世紀を見据えた大きな事業に取り組んでいます。そこでは、新たな学部や既存の各学部が未来に対してどのように魅力的なアイデンティティを發揮できるかと同時に、南山大学が全体としてどのような方向へ進んで行こうとしているのかが問われています。この独自性の發揮と統一性ある發展という視点は、今後種々の場面で問題になるでしょう。たとえば、南山大学は、国際化を標榜する大学としての自負を持ち、これまでも外国語教育の充実をはかったり、外国からの留学生や帰国生徒に対して積極的に門戸を開いてきましたが、今やわが国の大学においてこれらに配慮することは常識にすらなっています。これまでに国家という枠の存在を前提としてきた法学の世界でも、このことは変わらないと思います。今後は、グローバルゼーションの進展に伴つて、単に留学生や帰国生徒がいるというだけでなく、世界の各地域からやってくる多様な学生が学ぶ姿を普通の風景としたうえで、その学部として何を指すのかが問われることになるでしょう。そしてまた、各学部の多様なアイデンティティを受け容れ、大学全体がひとつの共同体としてどうやって真の国際的な大学を目指すのかが問われることになるでしょう。こうした多様性への寛容と普遍性の追求こそが今後の南山大学の課題といえます。

法学は、社会科学のひとつとして、その誕生以来、不断に進展する社会の中の多様なものの存在を認容しつつ、そこに共通する普遍の正義と公平の原理を追求してきました。他の大学の法学部との関係、南山の他の学部との関係など、多様で重層的であり、かつ絶えず変化する関係の中で、南山大学法学部としてのあり方は何かを常に

模索し実行して行くことによって、法学部だけでなく、南山大学というひとつの共同体の発展のために、そして中部地方をはじめとする地域社会の発展のために、今後ともその果たすべき役割を遺憾なく発揮されることを願ってやみません。

(一九九七年 春)